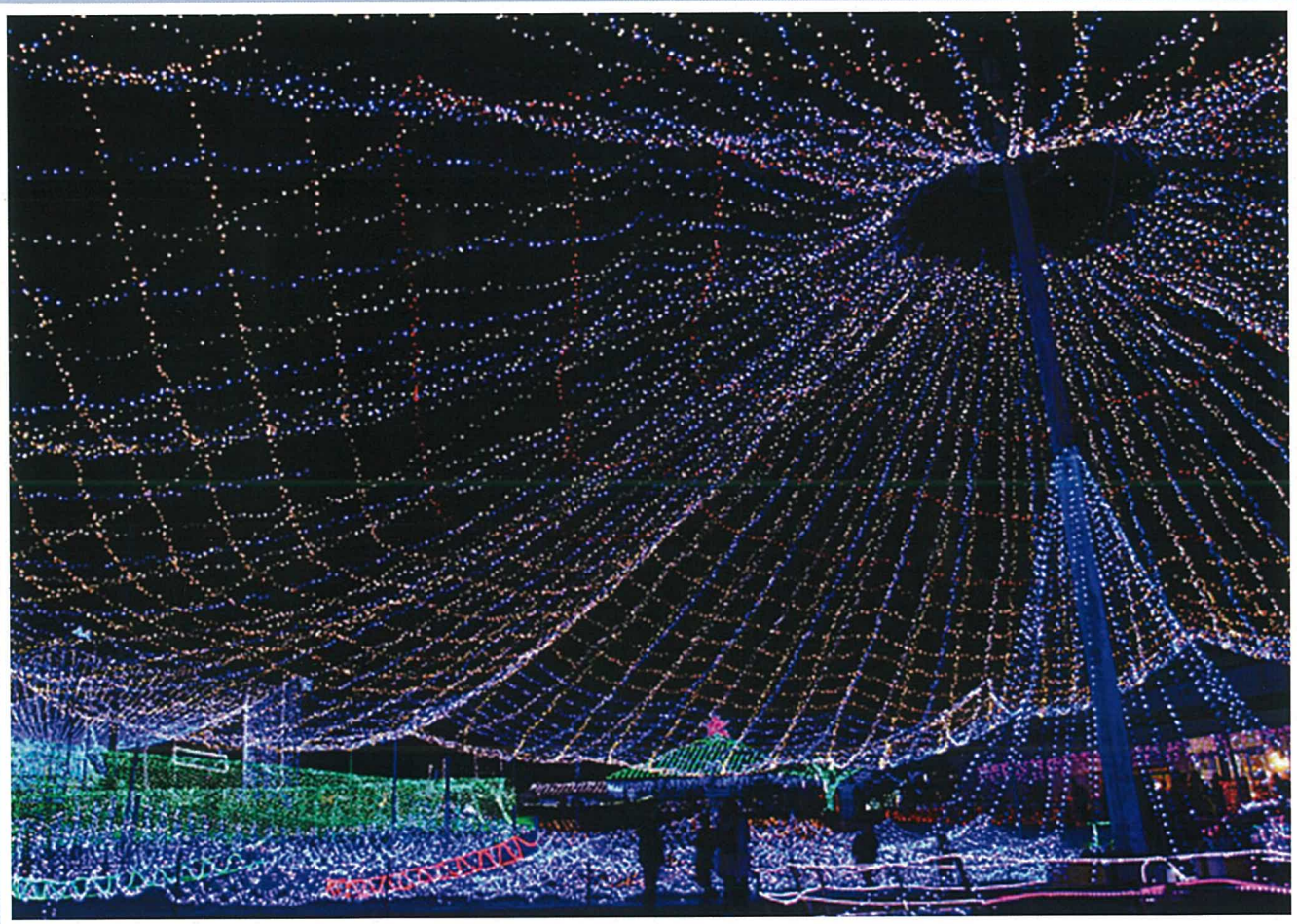


季刊

労働おきなわ

2015 Winter

No.132



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

労働おきなわ

2015 Winter No.132

目次

◆ RELAY ESSAY

沖縄県労働委員会 会長 藤田 広美…………… 1

◆ NEWS

- ・平成27年度沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式… 2
- ・平成27年度沖縄県優秀技能者等表彰式…………… 3
- ・平成27年度前期技能検定合格証書交付式…………… 4
- ・第56回技能五輪全国大会 & 第38回全国アビリンピック
平成30年(2018年)11月 沖縄で開催! …………… 4

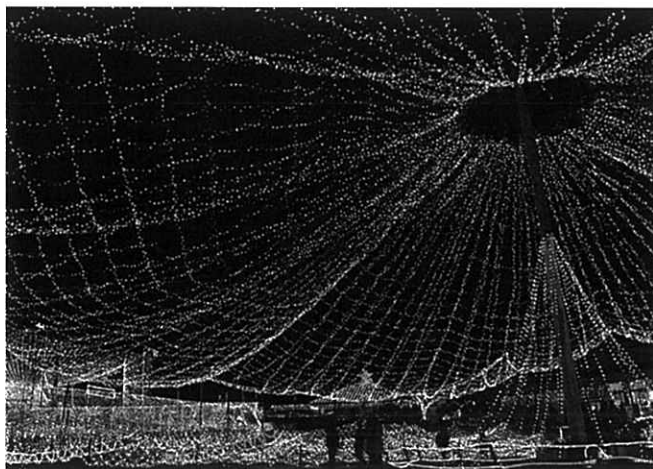
◆ INFORMATION

- ・沖縄ポリテックビジョン2016のご案内…………… 5
- ・ワーク・ライフ・バランスセミナーのご案内…………… 6
- ・沖縄県の最低賃金について…………… 7
- ・女性活躍推進法の成立について…………… 8
- ・平成27年度女性活躍加速化助成金のご案内…………… 9
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用推進法)の施行について… 10
- ・「沖縄労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口」のご案内… 12
- ・「人材育成支援策」のご案内…………… 13
- ・ストレスチェックの実施について…………… 14
- ・年次有給休暇の計画的な取得について…………… 16
- ・公的職業訓練のご案内…………… 18
- ・労働保険加入手続きのご案内…………… 19

◆ 労働委員会だより…………… 20

◆ 労働相談…………… 21

◆ 沖縄県労働経済指標…………… 22



◀表紙の写真

いとまんピースフルイルミネーション
沖縄戦終焉の地の糸満市から、「平和」
への祈りをイルミネーションに託して
世界へ発信するイベントです。



安定した労使関係を築くために

沖縄県労働委員会 会長
藤田 広美

緋寒桜にも小さな蕾がつきはじめ、開花が楽しみな季節を迎えています。

今号は、私が会長を務めます沖縄県労働委員会とその役割などについて、ご紹介したいと思います。

沖縄県労働委員会は、琉球政府の下にあった中央労働委員会から移行し、本土復帰後750件余の労使紛争の解決にあたってきました。

それぞれ5名ずつの公益委員、労働者委員、使用者委員で構成する県の独立した行政委員会であり、労使間の紛争の予防や解決のために設置された公正中立な専門機関です。その特色として、公労使委員の三者が協力して対応すること、手数料がかからないこと、訴訟等に比べ迅速な解決が望めることがあげられます。

普段の生活の中ではなかなか話題にのぼらない機関かもしれませんが、健全で安定的な労使関係の構築に寄与するため、主に3つの重要な役割を担っています。

まず一つ目は、労働組合法で禁止されている不当労働行為が使用者にあったかどうかを審査し、その事実があれば労働組合や労働者の救済を行うことです。

例えば、使用者が、労働組合への加入や組合活動を理由に解雇や配置転換などの不利益な取扱いをすることや、正当な理由がないのに労働組合との団体交渉を拒否することなどが不当労働行為に当たります。

労働委員会は、労働組合や労働者からの救済申立てによって審査をすることになりますが、不当労働行為があったと認定したときには、使用者にそのような取扱いをやめるように命令を出します。あるいは、状況に応じてその労使紛争について和解を促すこともあります。

二つ目は、労働組合と使用者との間で賃上げや一時金、労働時間などの労働条件を巡って紛争が起こった場合に、あっせんや調停、仲裁によりそ

の労働争議の調整を行います。

できれば当事者間で自主的に紛争を解決することが望ましいのですが、それが困難な場合には、あっせん員が労使間の話し合いをとりもったり、双方の主張を調整したりして紛争を解決するためのお手伝いをします。

三つ目は、会社に労働組合がない場合など、個々の労働者と使用者との間で労働関係紛争が起こった際に、労使いずれかの申請を受けて、あっせんによりその解決を図ります。本県では、平成14年4月から、このような紛争を解決するため、個別労働関係紛争のあっせんを行っています。

「突然、解雇を言い渡された」、「賃金が約束とちがう」など、労働関係の問題を抱えた労働者個人や事業主が、この制度を活用する事例も増えております。

ところで、沖縄県の経済状況に目を向けてみますと、県内景気の拡大や観光客数の増加等により堅調に推移しているとのことであり、こうした明るい動きは雇用面にも波及しているようです。

平成26年の完全失業率は5.4%と4年連続で低下し、有効求人倍率は0.69倍と3年連続で上昇するなど、雇用情勢は着実に改善しております。

しかし一方では、雇用のミスマッチによる人材不足や、非正規、パート、派遣など雇用形態の多様化、労働組合の組織率の低下などを背景に様々な労働問題が発生しており、労働委員会の役割はますます重要になるものと考えております。

沖縄県労働委員会としましては、昨今の労働情勢を取り巻く環境の変化を踏まえ、労働委員会の特色を活かしつつ、当事者間に横たわる紛争の原因を的確に捉えながら、不当労働行為からの救済、労働争議の調整、個別労働関係紛争のあっせんに取り組んで参ります。そのことにより県内の労働者と事業者が将来にわたってよりよい関係を構築するためのお役に立ちたいと考えております。

平成27年度 沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式

11月25日(水)、県庁 11 階にて平成27年度建設雇用改善優良事業所等表彰式を沖縄県建設業協会と共同で執り行いました。

この表彰式は、建設業に従事している労働者の雇用改善や、能力の開発及び向上、福祉の増進を図るための積極的な取り組みをしている建築事業所の功績を称えるもので、県知事表彰と建設業協会長表彰の二つに分かれています。

また、雇用改善の表彰に引き続いて、建設業における 30 歳未満の技術・技能職種の勤務成績が優秀な従業員に贈られる「優良若年建設従事者表彰」並びに、建設業退職金共済制度の普及に大きく貢献した事業所に贈られる「独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰」の伝達も併せて行い、県知事表彰を沖縄県商工労働部宮城行夫産業雇用統括監より、建設業協会長表彰及び優良若年建設従事者表彰、独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰を沖縄県建設業協会仲本豊副会長より各受賞者へ表彰状と記念品の授与及び伝達が行われました。

■ 建設雇用改善優良事業所表彰

○沖縄県知事表彰

有限会社 丸玄建設 代表取締役 長田 幸夫

○一般社団法人沖縄県建設業協会長表彰

株式会社 古波蔵組 代表取締役 古波蔵 太志

株式会社 丸石建設 代表取締役 大石根 幸順

■ 優良若年建設従事者表彰

(株)沖電工 新垣 芳次、 (株)沖電工 伊波 雄斗

金秀建設(株) 山川 真衣、 (株)鏡原組 福地 洸太

共和産業(株) 中村 大輔、 (株)金城キク建設 古見 優喜

(株)大米建設 仲里 祐、 比嘉工業(株) 狩俣 孝次

(株)豊神建設 我喜屋 徹、 (株)大城組 仲村渠高志

オパス(株) 宮里 忠司、 (株)タダシ建設 上原 佑允

(株)仲本工業 松堂 慎、 (株)屋部土建 松川 雄大

■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰

○建設業退職金共済制度普及事業所

株式会社 丸政工務店 代表者 上原 恵子

三善建設 株式会社 代表者 宮里 佳斉

平成27年度 沖縄県優秀技能者等表彰式

優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した方を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、県及び県職業能力開発協会との共催により『平成27年度沖縄県優秀技能者等表彰式』を11月26日(木)に那覇地域職業訓練センターにて開催しました。



当日は、優秀技能者等表彰に引き続き、職業能力開発協会表彰並びに技能検定功労者による厚生労働大臣表彰受賞報告を行い、延べ44名の方々の御功績を讃えました。

また、受賞者を代表して安座間 美佐子氏(和裁士)が「更なる研さんと後進の育成の励みとしたい」とのあいさつを行いました。



平成27年度 前期技能検定合格証書交付式

去る11月13日(金)に沖縄県庁にて『平成27年度前期技能検定合格証書交付式』が行われました。技能検定は、働く人々の技能を一定の基準により検定し、国としてこれを証明する国家検定制度で、技能に対する評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的としています。

合格者は、1級194名、単一等級21名、2級69名、3級271名で合格者合計は555名でした。

今回の合格者を含めると、県内の技能検定合格者(技能士)の累計は22,591名で、等級別では特級が28名、1級9,189名、単一等級892名、2級7,073名、3級5,409名となりました。



第56回技能五輪全国大会 & 第38回全国アビリンピック 平成30年(2018年)11月 沖縄で開催!

<http://www.okinawa2018.jp/>

技能五輪全国大会

主催：厚生労働省、沖縄県、厚生労働省委託機関

23歳以下の青年技能者が技術レベル日本一を競う大会です。

次代を担う技能者を育てるとともに、「ものづくり」の大切さ、素晴らしさを実感してもらうことを目的に、昭和38年から開催されています。

沖縄大会では41職種の競技が予定されており、技能五輪国際大会の派遣選手選考を兼ねています。

全国アビリンピック

主催：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、沖縄県

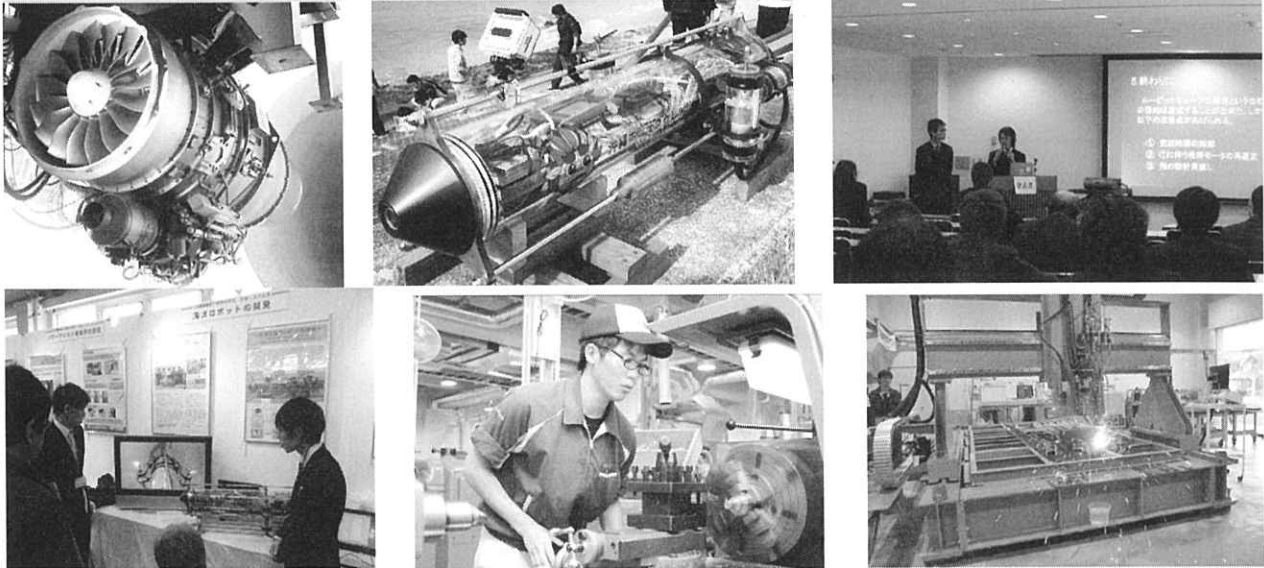
障害のある方々が、日頃職場などで培った技能を競う大会です。

障害のある方々の職業の能力の向上を図るとともに、広く障害のある方々に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進等を図ることを目的に、昭和47年から開催されています。

沖縄大会では24種目の競技が予定されており、国際アビリンピックの派遣選手選考を兼ねています。

沖縄ポリテックビジョン2016

テーマ【ものづくりー沖縄からの発信ー】



ポリテックビジョンとは

職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校等で行っている“ものづくり”に関する高度で実践的な教育訓練や研究開発の成果を企業や大学・高校及び地域等の皆様に公開することを目的として例年開催するものです。昨年度までは、北九州の九州職業能力開発大学校で開催していましたが、今年度より、沖縄で単独開催することとなり、沖縄県の「ものづくり力」を高めるため、様々なイベントを企画いたしております。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【開催日】 2016年2月19日（金）、20日（土）

【会場】 沖縄職業能力開発大学校（沖縄市池原2994-2）

**【主催】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校
ポリテックビジョン2016運営委員会**

【後援】 沖縄県商工労働部、沖縄県教育委員会、沖縄市教育委員会、内閣府沖縄総合事務局、沖縄労働局、一般社団法人沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄市、沖縄商工会議所、国立大学法人琉球大学、国立沖縄工業高等専門学校、沖縄県職業能力開発協会、沖縄県工業高等学校校長会、NHK沖縄放送局、琉球放送株式会社、沖縄テレビ放送株式会社、琉球朝日放送株式会社、琉球新報社、沖縄タイムス 他

【事務局】 沖縄職業能力開発大学校・ポリテックビジョン実行委員会

〒904-2141 沖縄市池原2994-2 Tel. 098-934-6282

これからの企業と働き手に求められるもの

成長の鍵!

ワーク・ライフ・バランスを徹底解析セミナー

受講
無料

先着
200名様

ワーク・ライフ・バランスは、企業にとっても個人にとってもメリットがあります。この機会にワーク・ライフ・バランスについて学び、これからの企業運営や働き方について考えてみませんか!? お申込み・お問い合わせは事務局までお願いします。



企業成長のポイント! 従業員との向き合い方

期日 平成27年11月17日(火)

時間 13:30~15:30(13:00開場)

会場 沖縄県市町村自治会館

企業が成長していくためには、社員の能力を十分に引き出すことが必要です。社員の定着率やモチベーションを高め、優秀な人材を確保していくために、ワーク・ライフ・バランスの具体的な進め方や関連する助成金などについてお伝えします。

効率アップ! これからの働き方

期日 平成27年12月11日(金)

時間 13:30~15:30(13:00開場)

会場 沖縄県市町村自治会館

今の仕事の進め方、業務のあり方を見直すことで業務効率化へのヒントが見えてくるはず。具体的な取組み方をお伝えします。

※セミナーの場所・時間は変更になる場合がございます。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

講師
紹介



比嘉 正人氏
外間経営労務管理事務所
特定社会保険労務士・
キャリアコンサルタント

賃金制度・人事評価制度構築コンサルティング業務を中心に「人事労務管理のポイント」「会社を守就業規則」「管理職研修」「職場のメンタルヘルス」「ハラスメント(セクハラ・パワハラ)防止のために」などをテーマにしたセミナーを行い、実践的な話が好評を得ている。平成25年から県WLB推進事業アドバイザーを務め、働き方改善、業務効率化のアドバイスを行っている。

各地区でも、経営者・総務人事ご担当者向けセミナーを行います。

北部地区 先着30名様

期日 平成28年 2月4日(木)
時間 13:30~15:30(13:00開場)
会場 名護中央公民館

宮古地区 先着30名様

期日 平成28年 1月20日(水)
時間 13:30~15:30(13:00開場)
会場 ミライセンター

八重山地区 先着30名様

期日 平成28年 1月21日(木)
時間 13:30~15:30(13:00開場)
会場 大演信泉記念館

※セミナーの場所・時間は変更になる場合がございます。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

お申込み
お問い合わせ

沖縄県ワーク・ライフ・バランス推進事業事務局(株)宣伝内
〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-15-15 TEL:098-871-2118 FAX:098-871-2011
E-mail:info@work-life-balance-okinawa.jp

◎ 沖縄県商工労働部 労働政策課

沖縄県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も。

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。



(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
沖縄県最低賃金	時間額 693円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成27年 10月9日

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
糖類製造業	時間額 709円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成27年 11月26日
新聞業	時間額 783円	○新聞業	平成27年 11月27日
各種商品小売業※	時間額 702円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成27年 11月29日
自動車(新車)小売業	時間額 717円	○自動車(新車)小売業	平成27年 11月28日
畜産食料品製造業 清涼飲料、酒類製造業	左記の最低賃金は、平成27年度は改正がありませんでした。このため、平成27年10月9日からは、沖縄県最低賃金693円が適用されます。		

適用除外

- ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。
- ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ※沖縄県各種商品小売業最低賃金については、平成27年10月9日以降平成27年11月28日までの間は、改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金692円が沖縄県最低賃金693円を下回るため沖縄県最低賃金693円が適用されます。

- ◇最低賃金に算入されない賃金・・・① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ② 臨時に支払われる賃金
③ 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④ 時間外、休日労働割増賃金等

- ◇特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室**〈電話(098)868-3421〉又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

那覇労働基準監督署 ☎(098)868-8033	沖縄労働基準監督署 ☎(098)982-1263	名護労働基準監督署 ☎(0980)52-2691	宮古労働基準監督署 ☎(0980)72-2303	八重山労働基準監督署 ☎(0980)82-2344
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------

《沖縄労働局・労働基準監督署》

女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要 があります。301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)

次の女性の活躍状況(①~④)については必ず把握し、課題分析を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、年内に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1)そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2)望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表を行ってください。

①行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込んでください。

★女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、行動計画の公表先として、ぜひご活用下さい！

(※)行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※)労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※)効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

★女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、情報公表先として、ぜひご活用下さい！

(※)①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※)公表項目はそこから、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！ 女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

(※)認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※)認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

問い合わせ先：
沖縄労働局 雇用均等室
(098-868-4380)

平成27年度 女性活躍加速化助成金のご案内

女性活躍推進法(H28. 4. 1施行)にさきがけて、女性の活躍推進に取り組む事業主の方を支援する助成金です。

助成金の概要

女性活躍推進法(※)に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容(「取組目標」)等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給します。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【助成金の種類と支給金額】

● 加速化Aコース

「取組目標」を達成した 中小企業事業主(※) に対して支給
支給額：30万円(1事業主1回限り)

※ 中小企業事業主 … 常時雇用する労働者が300人以下の事業主

● 加速化Nコース

「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に対して支給
支給額：30万円(1事業主1回限り)

支給までの流れ

<ステップ1>

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」といいます)を策定しましょう。

<ステップ2>

策定した「行動計画」について、都道府県労働局への届出、労働者への周知、公表や女性の活躍に関する情報公表を行いましょ。

<ステップ3>

数値目標の達成に向けた取組を実施し、取組目標を達成しましょう。

取組を実施したら【加速化Aコース】の支給申請が可能です！

30万円
中小企業のみ

<ステップ4>

数値目標を達成し、達成状況をサイトに公表しましょう。

数値目標を達成したら【加速化Nコース】の支給申請が可能です！

30万円
すべての企業

◎ 問い合わせ先：那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階
沖縄労働局 雇用均等室 (098-868-4380)

事業主等の皆さまへ

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）などが10月から順次施行されます！

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが平成27年10月1日から順次施行されます。

適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組の促進

1. 青少年の雇用の促進等に関する法律（勤労青少年福祉法の名称変更・一部改正） ＜若者雇用促進法＞

（1）関係者の責務の明確化と相互の連携

事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります。【平成27年10月1日施行】

（2）適切な職業選択のための取組の促進

① 事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の（ア）～（ウ）の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付けます。


- （ア） 募集・採用に関する状況
- （イ） 労働時間などに関する状況
- （ウ） 職業能力の開発・向上に関する状況

② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理【平成28年3月1日施行】

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになります。

③ 優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270918派若01

(3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

- ① 国は、地方公共団体などと連携し、青少年に対し、職業訓練の推進、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及の促進など、必要な措置を講じるように努めます。
【平成27年10月1日施行】
- ② いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設（地域若者サポートステーション）の整備などを行います。【平成28年4月1日施行】

2. 職業安定法の一部改正

- ハローワークが学校と連携して職業指導などを行う対象に、「中退者」を追加します。
【平成27年10月1日施行】

職業能力の開発・向上の支援（職業能力開発促進法の一部改正）

(1) ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及・促進

今回の改正により、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）を法律上に位置づけます。それに併せて、より皆さまに活用していただけるよう、「ジョブ・カード」の様式を見直し、その普及に努めることとします。【平成27年10月1日施行】

ジョブ・カード制度について、詳しくは

厚生労働省 ジョブ・カード

検索

(2) キャリアコンサルタントの登録制の導入

職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家としての「キャリアコンサルタント」を国の登録制とし、名称独占（資格取得者のみ名乗ることが許される）や守秘義務を規定して、資質の確保を図ることにより、相談者がより安心してキャリアコンサルタントに相談できることとします。【平成28年4月1日施行】

キャリアコンサルタントについて、詳しくは

厚生労働省 キャリアコンサルタント

検索

(3) 対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、検定職種ごとに、実践的な能力評価の実施方法を規定することで、対人サービス分野で働く人に対する技能検定を構築していきます。

【平成28年4月1日施行】

技能検定制度について、詳しくは

厚生労働省 技能検定制度

検索

※この法律の全体については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局職業安定部またはハローワークまでお問い合わせください。

派遣元事業主の皆様へ

「派遣」って、どのように変わるの？と思ったら、ご相談ください！

このような派遣元事業主の方は「沖縄労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口」までご相談ください。

- ✓ 特定労働者派遣事業の廃止に伴い、特定労働者派遣事業から労働者派遣事業に移行するために許可申請を行おうと思っている方、
 - ✓ 新たに労働者派遣事業を行うため、労働者派遣事業の許可申請を行おうと思っている事業主の方、
- で、許可申請等に係る手続き等について相談したい方

沖縄労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口の設置について

- 1 平成27年9月30日より設置します。
- 2 開庁時間は、沖縄労働局の開庁時間（8:30～17:15）と同じです。
- 3 労働者派遣事業に関する許可申請・届出書類及び添付資料の作成支援、欠格事由・許可基準の説明等を行います。寄せられた相談に対しては、相談員が親切丁寧に対応いたします。

派遣で働く方の希望に応じた取組をする事業主を支援します！ （キャリアアップ助成金のご案内）

派遣で働く方の希望に応じて、正社員化や無期雇用派遣労働者への転換を図る事業主を支援します。特別相談窓口からも、担当の窓口へご案内しますので、この機会に是非お申し出ください。


いわゆる26業務の派遣で働く方の雇用の安定の確保について

労働者派遣制度の見直しを理由として労働契約の期間満了後の更新の拒絶や中途解除等により、派遣で働く方を離職させることは、労働契約法第19条により違法となる可能性がありますので、ご注意ください。

「派遣」って、どのように変わるの？と思ったら、ご相談ください！

沖縄労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口

沖縄労働局 職業安定課 需給調整事業担当 098-868-1655

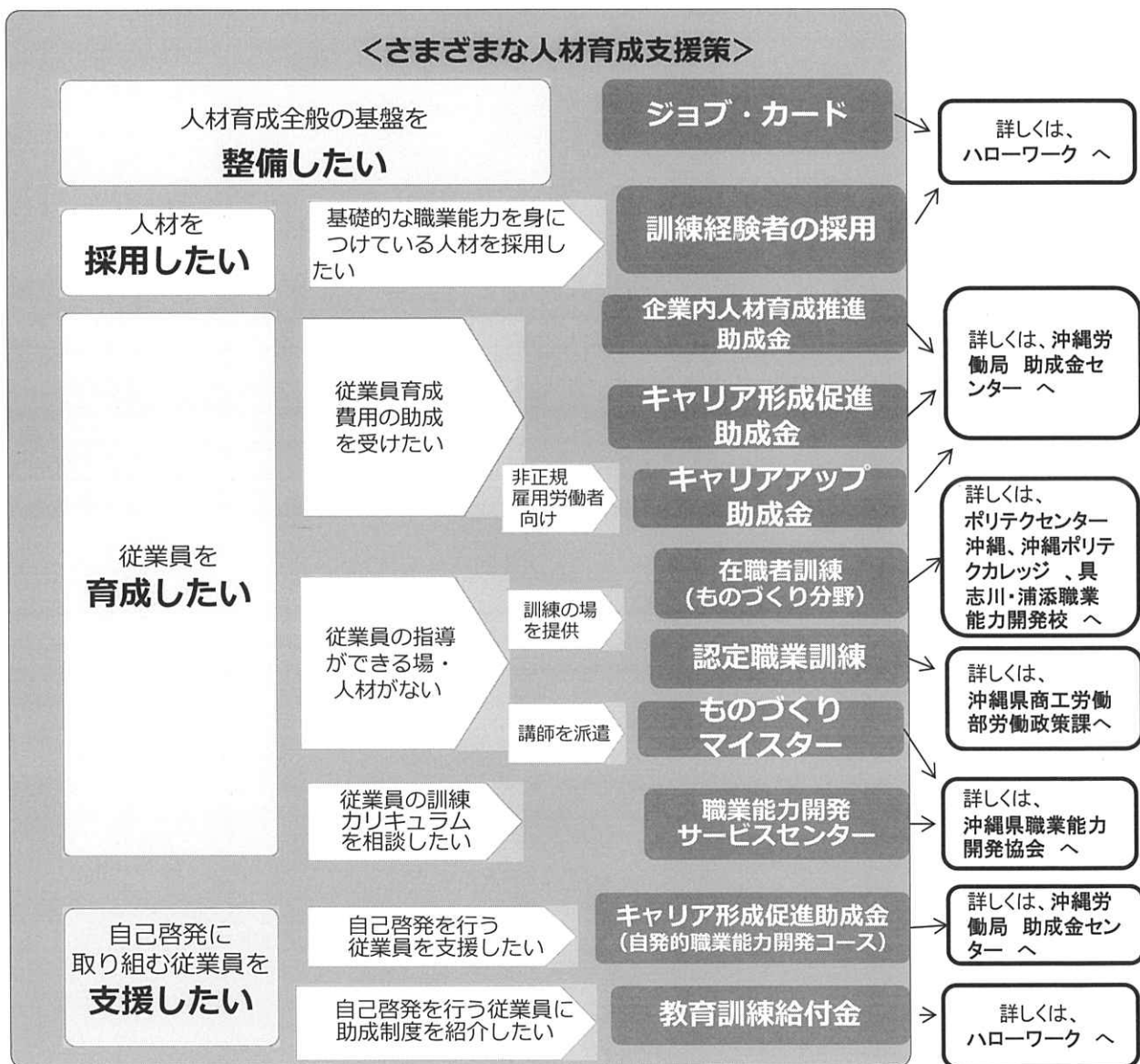
 厚生労働省 沖縄労働局

事業主・事業主団体の方へ

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

平成27年10月1日から新しい制度が始まりました！

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

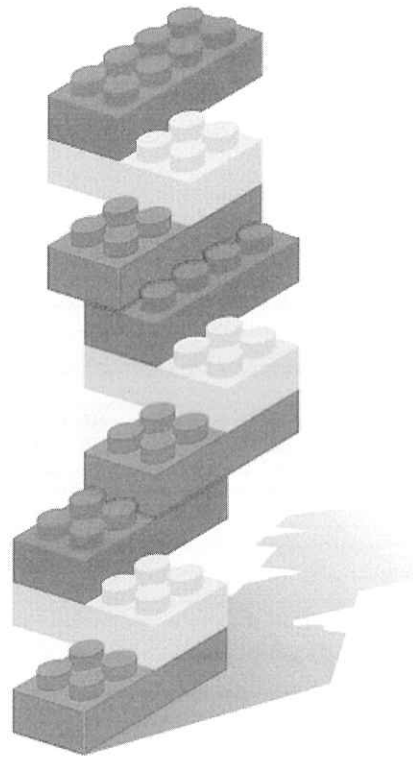


事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務[※]になります。

※従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。

従業員の
こころの負担が
積み重なる前に。



働く人のメンタルヘルス不調を防いで、
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の方々は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。
- ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行います。
- 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関する詳細は下記アドレスをご覧ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

こころの耳 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、
 ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。
 (平成27年12月1日施行)

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
 ※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

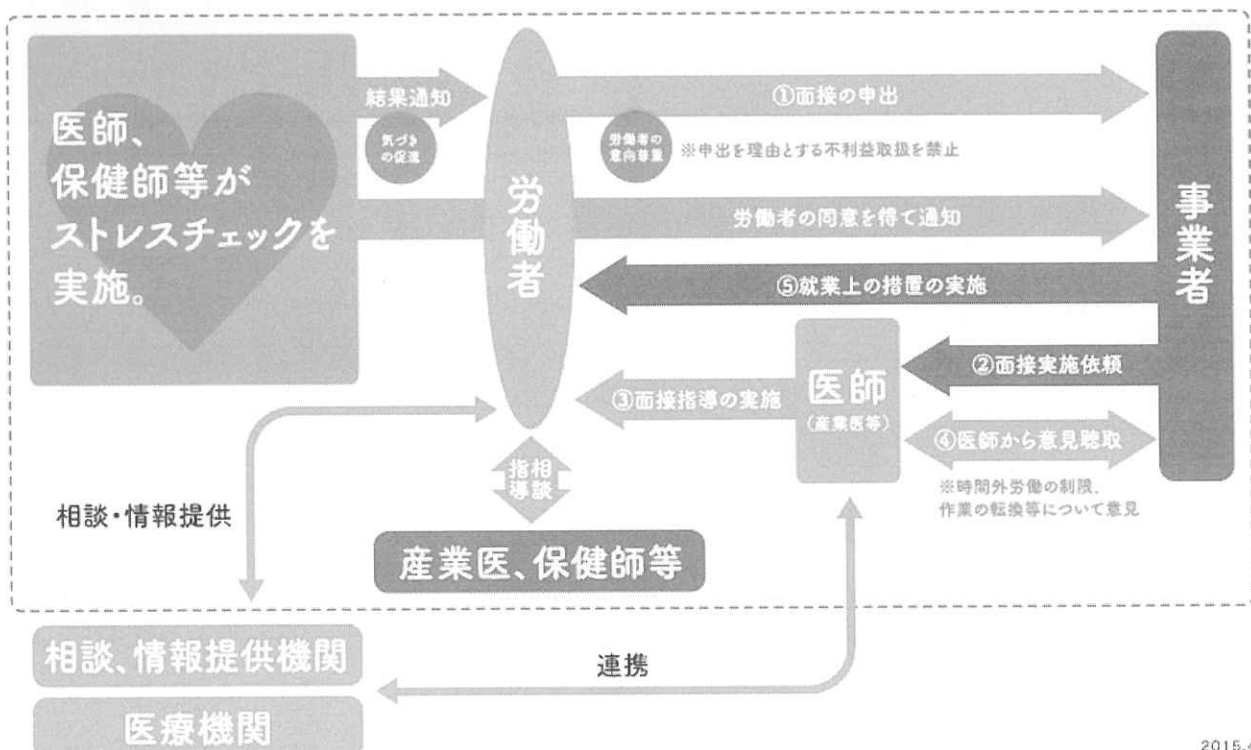
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

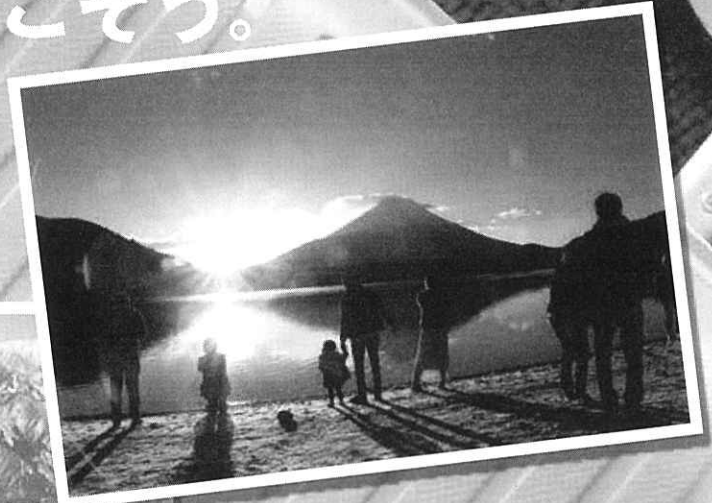
ストレスチェック制度の流れ



2015.4



働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
いい休日をすごそう。



+1

年末年始休暇も、土日も。
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、
年次有給休暇を計画的に活用しよう。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

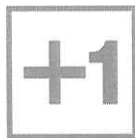
休暇取得に向けた環境づくりで、 年次有給休暇の取得率向上を実現しましょう。

年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。

- 1** 経営のトップによる社内への
休暇取得促進の呼びかけ
- 2** 管理者が率先して
休暇を取得
- 3** 労働組合などによる企業、
従業員への働きかけ

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※平成25年就労条件総合調査

1. 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる	15日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる
----------------------------	---------------------------	-----------------------------	---------------------------

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3. 導入例

年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？

2015年12月～2016年1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9

2016年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	29	30
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始・ゴールデンウィークを組み合わせると連続休暇にすることができます。また、点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。



仕事をお探しの皆さまへ

公的職業訓練を受けてみませんか!

ハローワークでは、早期再就職を実現するための公的職業訓練の受講あっせんを実施。

「未経験の仕事に挑戦したい」「資格を取って就職につなげたい」・・・など 就職に必要な技能・知識を身につけるため多くの方が訓練を受講しています。



まずは、ハローワーク窓口で職業相談を

職業訓練

ハローワークの就職支援

早期就職

職業訓練受講給付金
(一定の要件あり)

沖縄労働局ホームページの職業訓練情報ページもご覧ください。

ハローワーク窓口への相談は、お早めに!

労働保険！雇ったら入るのが経営者の資格

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で労働者を1人でも雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。（農林水産業の一部の事業は除く）

未手続の事業主はお早めに加入手続きを！

労災保険とは

- ◆ 労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

雇用保険とは

- ◆ 雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い労働者の生活及び雇用の安定を図る制度です。

社員が災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく、会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入る。それが、経営者の義務であり責任です。

厚生労働省

知らなかった社長。
知らんぷりの社長。

どっちも社長失格です

雇ったら入る。人も会社も守るために、労働保険

正社員、派遣、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、1人でも雇ったら労働保険に入る必要があります。業務や災害があった場合、労働保険に入っていないと、想像以上の負担が会社にかかることもあります。働く人とその家族だけでなく、会社を守るために、労働保険に必ず加入。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険



詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（Tel.098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。



沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

不当労働行為の救済制度について

◆不当労働行為の救済制度とは

不当労働行為救済制度は、憲法第 28 条で保障された労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権の実効性を確保するために、労働組合法に定められている制度です。

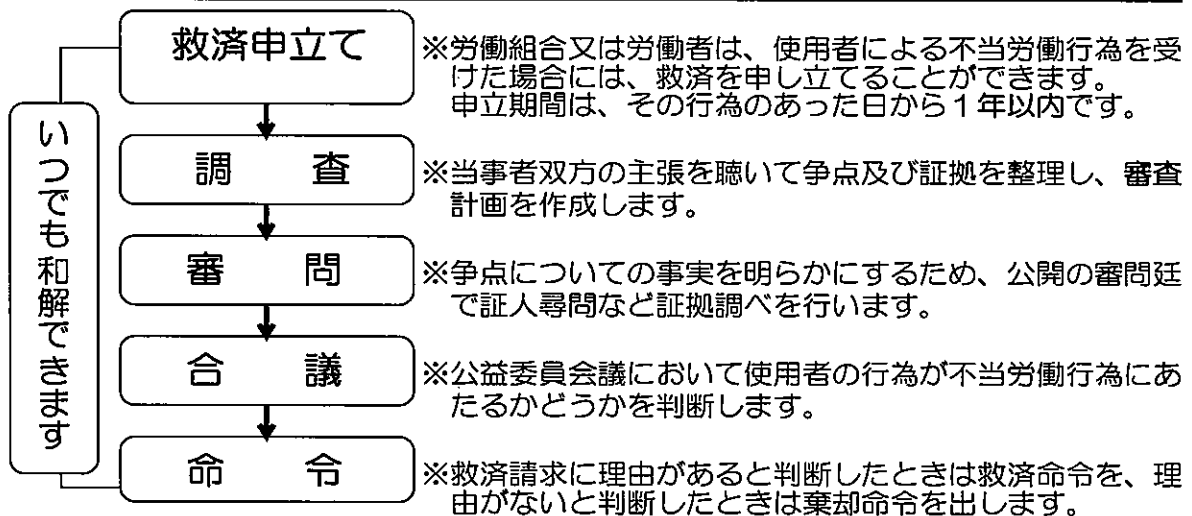
労働組合法では、使用者の労働組合や労働者に対する次の行為を「不当労働行為」として禁止しています。

労働委員会は、労働組合や労働者からの救済申立てによって審査をすることになりますが、不当労働行為があったと認定したときには、使用者にそのような取扱いをやめるように命令を出し、労働組合や労働者を救済します。

〔不当労働行為として禁止されている行為〕

- ① 労働組合の組合員であること、労働組合に加入したり結成したりしようとしたこと、あるいは労働組合の正当な行為をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること。
- ② 労働組合に加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件にすること。
- ③ 正当な理由なしに、団体交渉を拒否すること。
- ④ 労働組合の結成や運営に支配介入すること。
- ⑤ 労働組合の運営に要する費用を援助すること。
- ⑥ 不当労働行為の申立てをしたこと、あるいは、不当労働行為の審査や労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）の際に、証拠の提示や発言をしたことなどを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること。

〔不当労働行為の審査手続の流れ〕



※当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は和解を勧めます。
また、和解は、審査の途中においていつでも行うことができます。
※沖縄県労働委員会では、審査期間の目標を1年6月と定めています。
※審査手続に係る費用は無料です。

お問合せ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁行政棟2階)
TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
ホームページ:「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

台風時の賃金支払いについて

● 相談内容 ●

会社の経営者です。台風時賃金支払いについて質問します。

台風時に休業した場合の賃金支払いは、労働していないので、賃金支払い義務はないと考えています。月給制については、賃金カットはしていません。ただ、パートで時給制の場合は、休業になっているため賃金は支払っていません。パート社員から休業手当が支給されるべきではないかと質問がありましたので、台風時の休業について教えてください。

● 相談回答 ●

支払うべき休業手当は

休業手当について 労働基準法第26条では、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。」と定められています。

労基法に定める「使用者の責に帰すべき事由」とは、使用者の経営管理上の障害が含まれ、次のようなものがあります。

①使用者の故意又は過失による休業、②製品が売れない、資金調達が困難など経営不振による休業、③資材の不足による休業、④会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業、⑤親会社の経営不振による休業等。

ただし、事業の外部要因であって、かつ通常の企業経営における最大の注意を払っても避けられないようなものを含むものではありません。例として、地震・津波、台風、風水害などの天災事変やこれらによる事業施設への直接、間接的な被害による休業が考えられます。

台風により公共機関がストップして休業した場合、それは外部的要因で一般的に不可抗力と考えられるため、使用者の責めに帰すべき事由に該当しません。また使用者の経営管理上の問題ともいえないため、休業手当の支払い義務は生じないとされています。月給制、時給制を問いません。

ただ、「1日の労働時間の一部のみ使用者の責に帰すべき事由で休業した場合にも、その日について平均賃金の100分の60に相当する賃金を支払わなければならない」としていますので、業務の途中で台風のため、交通機関に影響がなくても、通勤への影響だけで業務遂行には支障が生じていない場合は休業手当の支払いが必要です。

県内の場合、交通機関の停止の有無が休業の判断になることが多く、企業によって運用ルールを定めています。

- ① 台風休業は、賃金カットしない。(カットする企業もあります)
- ② 台風警報解除の場合、原則出勤する、出勤しない場合は欠勤、ただし会社が認めた場合は有給休暇も可能。

結論として、台風による1日休業の場合、「使用者の責めに帰すべき事由」には該当しませんが、一部休業の場合、外部要因による不可抗力の休業とみなされないこともあります。

お問合せ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H22=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率	那覇市	全国			
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	99.6	99.7
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	100.0	100.0
26年9月	32,984	274,299	14,073	125,255	41	6.1	29,119	21,817	0.75	2,141	104	103.9
10月	32,975	275,380	14,104	124,185	34	4.9	29,100	22,022	0.76	2,267	103.8	103.6
11月	32,998	274,188	14,201	127,064	36	5.2	27,737	20,715	0.75	1,674	103.3	103.2
12月	32,921	276,640	14,341	125,765	31	4.5	26,361	20,216	0.77	1,634	103.1	103.3
27年1月	32,836	270,500	14,373	131,483	35	5.2	27,254	21,724	0.80	1,690	102.6	103.1
2月	32,717	274,972	14,417	126,563	42	6.1	28,631	24,215	0.85	2,059	102.5	102.9
3月	32,584	269,706	14,281	120,461	38	5.5	29,878	26,367	0.88	2,633	102.7	103.3
4月	33,339	275,525	14,230	125,498	35	5.0	31,739	24,774	0.78	2,977	102.9	103.7
5月	33,438	274,381	14,322	127,320	35	5.0	29,960	22,934	0.77	2,388	103.3	104.0
6月	33,421	274,324	14,538	130,461	36	5.1	29,132	22,921	0.79	2,150	103.2	103.8
7月	33,359	280,426	14,700	126,398	39	5.5	28,180	22,815	0.81	2,086	103.5	103.7
8月	33,328	278,422	14,685	127,033	35	5.0	27,272	23,430	0.86	1,802	103.8	103.9
資料所	県統計課						沖縄労働局				県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年9月	148.2	149.6	135.8	140.0	12.4	9.6	298,197	229,606	291,686	229,111	6,511	495
10月	153.7	152.0	140.9	142.6	12.8	9.4	299,584	233,718	292,851	232,514	6,733	1,204
11月	149.1	147.9	136.1	137.8	13.0	10.1	312,692	235,382	292,376	232,073	20,316	3,309
12月	147.9	150.4	134.5	139.4	13.4	11.0	669,187	442,239	292,901	232,333	376,286	209,906
27年1月	141.4	144.9	128.7	134.3	12.7	10.6	296,696	229,263	286,003	227,810	10,693	1,453
2月	145.4	144.4	132.6	133.7	12.8	10.7	288,596	228,864	285,561	227,024	3,035	1,840
3月	150.4	154.8	137.1	143.4	13.3	11.4	307,364	245,807	288,223	238,203	19,141	7,604
4月	155.8	158.5	142.4	147.7	13.4	10.8	304,981	245,148	292,538	242,355	12,443	2,793
5月	143.0	145.8	130.5	136.1	12.5	9.7	300,799	245,295	286,844	234,899	13,955	10,396
6月	153.4	154.0	140.8	144.7	12.6	9.3	516,839	361,433	290,100	235,950	226,739	125,483
7月	155.5	156.8	142.8	146.7	12.7	10.1	421,387	270,635	289,412	237,614	131,975	33,021
8月	145.4	151.6	133.2	140.7	12.2	10.9	298,598	256,037	287,214	237,796	11,384	18,241
資料所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」132号 (琉球労働から通巻206号)

2015年12月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発行人／屋宜 宣秀
印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

